

## まちなか活性化ビル清掃業務委託 仕様書

本仕様書は、佐野市（以下「委託者」という。）が委託するまちなか活性化ビル清掃業務委託を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1. 履行場所及び清掃方法

- ・ 履行場所 佐野市高砂町2794-1  
まちなか活性化ビル
- ・ 清掃方法 日常清掃、定期清掃

### 2. 履行期間 令和4（2022）年7月1日から令和7（2025）年6月30日まで

この契約は、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。そのため契約にあたっては、佐野市の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたとき契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

### 3. 日常清掃業務

#### (1) 作業日及び作業時間

- ア 作業日は毎日とし、午前8時30分から午後5時00分までの間に毎日1回行うものとし、可能な限り9時に近い時間に作業を開始するものとする。
- イ 作業は効率的かつ迅速に行い、疎ろうのない様にするものとする。
- ウ 当該ビルの休館日は、12月30日、31日、1月1日とする。

#### (2) 清掃作業員

- ア 作業員は清潔な作業服を着用し名札をつけること。
- イ 作業中は事故及び建物、備品等の損傷防止に注意すること。

#### (3) 清掃場所及び方法

##### ①. フロア部分（1～4F）

- ア カーペット部は、掃除機やローラーブラシ等を用いて適切な処理をする。
- イ 汚れの甚だしい箇所は水拭き又は中性洗剤等で拭き取る。
- ウ 床面について付着物を除去する。

##### ②. 通路部分（1～4F、風除室含む）

- エ 箒及びモップを使用し床の汚れを取り除く。
- オ 汚れの甚だしい箇所は水拭き又は中性洗剤等で拭き取る。
- カ 床面について付着物を除去する。

##### ③. 階段部分及びエレベーター（1～4F）

- キ カーペット部は、掃除機やローラーブラシ等を用いて適切な処理をする。

- ク 床面についた付着物を除去する。
- ケ 手摺部分及びエレベーターの側面及び押しボタンの拭き掃除をする。

④. トイレ（1～4F）

- コ 床面、洗面台、扉の持ち手及び便器の清掃。
- サ 手洗い用せっけん、置き型消臭剤及びトイレットペーパーの補充。

⑤. 屋上部分（週2回）及び思いやり駐車場

- シ 掃き掃除（ゴミの除去）をする。

⑥. 全般

- ス 収集した館内の廃棄物を指定の曜日に集積場所へ排出する。
- セ 1階の玄関マットの清掃。

（4）清掃作業業務従事者名簿

清掃作業従事者名簿を提出し、異動があった場合も同様とする。

4. 定期清掃業務

（1）年2回（6ヶ月毎に1回）

・ガラス部分

ガラス部分の内側外側を中性洗剤等で拭き掃除する。

・照明器具

- ア 中性洗剤等で拭き掃除する。
- イ 老朽管の交換及び不良箇所の報告する。

（2）年1回

- ・1階入り口部分及び3階フロアのワックス清掃（1階：約54㎡、3階：約190㎡）
- ・受水槽の清掃と水質検査

（3）清掃計画及び実施計画報告

- ア 清掃実施計画書は前月25日までに提出し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- イ 作業を終了したときは、甲の指定した職員の検査を受け、作業に不十分な点があるときは、前記職員の指示に従い完全な清掃を行うものとする。

5. 清掃作業実施上の留意点

- （1）ガソリン、ベンジン等引火性の危険物は使用しないなど火気には十分注意すると共に衛生にも留意すること。
- （2）水の使用による衝撃又は湿気等で建物、器物等を損傷しないように注意すること。
- （3）電気の使用にあたっては極力節減に努めること。
- （4）清掃施設の業務を十分理解し、施設利用者に非礼のないように注意すること。

(5) その他この仕様書に定めのない汚れ箇所についても、軽易なもの等であれば、館内の衛生状態が保たれるように臨機応変に適切な処理をすること。

#### 6. 清掃に使用する材料の指定及び負担区分

- (1) 清掃に使用する材料は日本産業規格又はこれと同等以上とする。
- (2) 清掃に使用する材料、機械、器具等は乙の負担とし、電気・給水は甲の負担とする。
- (3) 補充用の手洗い用せっけん、置き型消臭剤、トイレットペーパーは、甲からの支給品を使用するものとする。

#### 7. 清掃作業日誌の提出及び事故又は異常報告

清掃作業業務従事者はその日の清掃状況を明らかにするため、清掃作業日誌を作成し、前月分を毎月10日までに提出すること。また、作業中建物、器物などによる損傷又は異常を認めた場合は、直ちに検査職員に報告すること。

#### 8. 委託料

委託者は、毎月業務の履行を確認後、受託者の請求により委託料を支払う。

#### 8. 掃除箇所

名称	数量	床	主な用途
1F	305.57 m <sup>2</sup>	主にタイルカーペット	人間国宝田村耕一陶芸館
2F	265.09 m <sup>2</sup>	主にタイルカーペット	市民ギャラリー
3F	311.36 m <sup>2</sup>	ビニル床	チャレンジショップ
4F	195.43 m <sup>2</sup>	主にタイルカーペット	事務所
各階トイレ	62.11 m <sup>2</sup>	ビニル床	
思いやり駐車場	92.60 m <sup>2</sup>		
ガラス面	176 m <sup>2</sup>		